

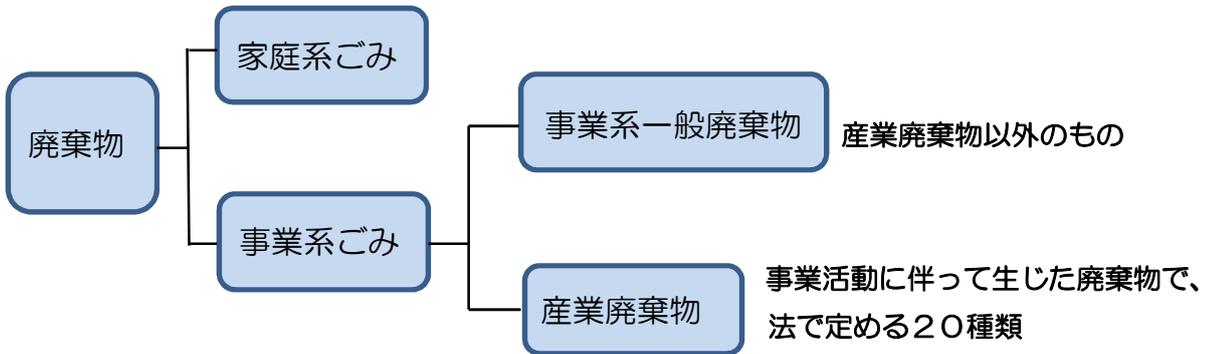
事業所の皆様へ

オフィス・商店・飲食店などから出る
事業系ごみの処理方法

(事業系一般廃棄物)

事業系ごみとは

オフィス・商店・飲食店・事務所・工場などの事業所から出る廃棄物を事業系ごみといい、事業系一般廃棄物と産業廃棄物に分類されます。



産業廃棄物とは

事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類その他政令で定める廃棄物（廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第2条第4項・施行令第2条）

| 【産業廃棄物の種類と具体例】 | | |
|----------------|-------------|---|
| | 種類 | 具体例 |
| あらゆる事業活動に伴うもの | (1)燃え殻 | 石炭がら、焼却炉の残灰、炉清掃掃出物、その他の焼却残さ |
| | (2)汚泥 | 排水処理後及び各種製造業生産工程で排出された泥状のもの、活性汚泥法による余剰汚泥、ビルピット汚泥、カーバイトかす、ベントナイト汚泥、洗車場汚泥、建設汚泥等 |
| | (3)廃油 | 鉱物性油、動植物性油、潤滑油、絶縁油、洗浄油、切削油、溶剤、タールピッチ等 |
| | (4)廃酸 | 写真定着廃液、廃硫酸、廃塩酸、各種の有機廃酸類等、すべての酸性廃液 |
| | (5)廃アルカリ | 写真現像廃液、廃ソーダ液、金属せっけん廃液等、すべてのアルカリ性廃液 |
| | (6)廃プラスチック類 | 合成樹脂くず、合成繊維くず、合成ゴムくず（廃タイヤを含む）等、固形状・液状のすべての合成高分子系化合物 |

| | | |
|--|---------------------------|---|
| あらゆる事業活動に伴うもの | (7) ゴムくず | 生ゴム、天然ゴムくず |
| | (8) 金属くず | 鉄鋼又は非鉄金属の破片、研磨くず、切削くず等 |
| | (9) ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず | ガラス類（板ガラス等）、製品の製造過程等で生ずるコンクリートくず、インターロッキングブロックくず、レンガくず、廃石膏ボード、セメントくず、モルタルくず、スレートくず、陶磁器くず等 |
| | (10) 鉱さい | 鋳物廃砂、電気炉等溶解炉かす、ボタ、不良石炭、粉炭かす等 |
| | (11) がれき類 | 工作物の新築、改築又は除去により生じたコンクリート破片、アスファルト破片その他これらに類する不要物 |
| | (12) ばいじん | 大気汚染防止法に定めるばい煙発生施設、DXN対策特別措置法に定める特定施設又は産業廃棄物焼却施設において発生するばいじんであって集じん施設によって集められたもの |
| 特定の事業活動に伴うもの | (13) 紙くず | 建設業に係るもの（工作物の新築、改築又は除去により生じたもの）、パルプ製造業、製糸業、紙加工品製造業、新聞業、出版業、製本業、印刷物加工業から生ずる紙くず |
| | (14) 木くず | 建設業に係るもの（範囲は紙くずと同じ）、木材・木製品製造業（家具製造業を含む）、パルプ製造業、輸入木材の卸売業及び物品賃貸業から生ずる木材片、おがくず、バーク類等 貨物の流通のために使用したパレット等 |
| | (15) 繊維くず | 建設業に係るもの（範囲は紙くずと同じ）、衣服その他繊維製品製造業以外の繊維工業から生ずる木綿くず、羊毛くず等の天然繊維くず |
| | (16) 動植物性残さ | 食料品、医薬品、香料製造業から生ずるあめかす、のりかす、醸造かす、発酵かす、魚及び獣のあら等の固形状の不要物 |
| | (17) 動物系固形不要物 | と畜場において処分した獣畜、食鳥処理場において処理した食鳥に係る固形状の不要物 |
| | (18) 動物のふん尿 | 畜産農業から排出される牛、馬、豚、めん羊、にわとり等のふん尿 |
| | (19) 動物の死体 | 畜産農業から排出される牛、馬、豚、めん羊、にわとり等の死体 |
| (20) 以上の産業廃棄物を処分するために処理したもので、上記の産業廃棄物に該当しないもの（例えばコンクリート固型化物） | | |

※(13)～(19)までは、限定された業種から排出される廃棄物のみ産業廃棄物となります。

産業廃棄物は、一般廃棄物と違い、自転車やテーブルなどの製品としてではなく、金属やプラスチック・ガラスなどの素材で判断されます。

飲食店などから排出される生ごみは水切りをしっかりと行ってください。食材などが入っていた発泡スチロールの箱やビニール袋などは産業廃棄物になりますので、分別の徹底をお願いいたします。

事業所から出るごみは、自ら処理をする責任があります

事業活動に伴って生じた廃棄物は、事業者自らの責任において適正に処理することが義務付けられています。

○廃棄物の処理及び清掃に関する法律

(昭和四十五年十二月二十五日)

(法律第百三十七号)

(事業者の責務)

第三条 事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。

2 事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物の再生利用等を行うことによりその減量に努めるとともに、物の製造、加工、販売等に際して、その製品、容器等が廃棄物となつた場合における処理の困難性についてあらかじめ自ら評価し、適正な処理が困難にならないような製品、容器等の開発を行うこと、その製品、容器等に係る廃棄物の適正な処理の方法についての情報を提供すること等により、その製品、容器等が廃棄物となつた場合においてその適正な処理が困難になることのないようにしなければならない。

3 事業者は、前二項に定めるもののほか、廃棄物の減量その他その適正な処理の確保等に関し国及び地方公共団体の施策に協力しなければならない。

(平三法九五・一部改正)

事業系ごみは地域のごみステーションには出せません。

事業系一般廃棄物(生ごみ、汚れた紙くずなど)・資源物(クリーンセンターに搬入できるものに限る)は、ご自分で高浜クリーンセンター(吉井地域の事業所は吉井クリーンセンター)へ搬入するか、高崎市一般廃棄物収集運搬業許可業者に収集運搬を委託してください。

資源物(クリーンセンターに搬入できるもの)

古紙【新聞紙・ダンボール・雑誌・シュレッダーくず・その他紙類(例、包装紙、郵送書類、メモなどで紙以外のものを取り除いたもの)】

飲料用の缶・飲料用ペットボトル等で中を洗ったもの(取り除いたペットボトルのふたとラベルは産業廃棄物【廃プラスチック類】として処理してください。)

事業系一般廃棄物の例

- 事務所などから出る紙くず、梱包に使用したダンボールや木くず、茶がら等の雑ごみ。
⇒ 排出できますが、汚れていない紙くずやダンボールなどは資源物です。分別してクリーンセンターに持ち込むか、古紙のリサイクル業者などへ処理を委託してください。
- 飲食店や従業員食堂などから出る残飯、調理くず
⇒ 排出できます。水分を絞ってから排出してください。
- 卸小売業から出る野菜くず、魚介類、肉類等
⇒ 排出できます。ただし、食品製造業の生産過程で出る生ごみ等は産業廃棄物になるので、産業廃棄物処理業許可業者に委託してください。
- ✕ 缶（金属くず）・ペットボトル（廃プラスチック類）等は産業廃棄物です。
⇒ 中をすすぐなどしてクリーンセンターに持ち込める状態のものは、市の処理施設へ自己搬入又は、高崎市一般廃棄物収集運搬業許可業者に収集運搬を委託することができます。（飲料用に限る）
- ✕ ビニール袋、発泡スチロールなどは、産業廃棄物（廃プラスチック類）です。
⇒ 産業廃棄物処理業許可業者へ委託してください。

事業系ごみは「量が少ない」「家庭から出るごみと内容が変わらない」としても、地域のごみステーションに出すことはできません。地域のごみステーションは家庭から出るごみの集積所です。

事業系ごみを地域のごみステーションに出す行為は、不法投棄にあたり、違反者は5年以下の懲役もしくは1,000万円以下（法人は3億円以下）の罰金、又はこれを併科されることがあります。

不法投棄に関する罰則の例

| 内 容 | 罰 則 | 根拠法令 |
|------------------------------|--|-----------------------------------|
| 不法投棄をした者 | 5年以下の懲役もしくは1,000万円以下の罰金またはこの併科(未遂の場合も含む) | 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第25条第1項第14号および第2項 |
| 法人の業務に関して不法投棄をした場合 | 法人に対して3億円以下の罰金(未遂の場合も含む) | 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第32条第1項 |
| 不法投棄することを目的として廃棄物を収集または運搬した者 | 3年以下の懲役もしくは300万円以下の罰金またはこの併科 | 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第26条第6項 |

事業系ごみは正しく分別しましょう

高崎市のごみの現状

(燃やせるごみと燃やせないごみの量 単位：トン)

| 年度 種別 | H28 | H29 | H30 | R元 | R2 |
|------------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 家庭ごみ | 84,169 | 83,250 | 82,937 | 82,942 | 84,585 |
| 事業系ごみ | 33,118 | 31,818 | 31,852 | 32,618 | 31,241 |
| ごみ 総発生量 | 117,287 | 115,068 | 114,789 | 115,560 | 115,826 |

ごみの減量・資源化を進めていくことは、事業所経費のコストダウンに繋がります。

事業に従事する一人ひとりがごみを減らそうとする意識を持ち、行動に移すことからごみの減量は始まります。

自社のごみはどんな種類がどのくらい出ているか、排出されたごみがどのように処理されているかなど確認することも必要です。

効果的にごみを減らすには、ごみと資源を分別することが一番です。そのために、分別できるごみの保管場所を設置することが重要です。

ごみの搬出方法について

事業系一般廃棄物の処理方法

- ・高浜クリーンセンター（吉井地域の事業所は吉井クリーンセンター）に自己搬入する
- ・高崎市一般廃棄物収集運搬業許可業者に委託する

高崎市一般廃棄物収集運搬業許可業者に委託する場合

許可業者とは

高崎市で発生する、事業系一般廃棄物を高崎市の処理施設に搬入するために、市から収集・運搬の許可を受けている業者です。

なお、産業廃棄物の処理については、産業廃棄物処理業許可業者と契約して、適正に処理してください。産業廃棄物処理業許可業者については群馬県のホームページ (<http://www.gunma-sanpai.jp>) をご覧ください。

契約時の注意点

- 高崎市の許可を受けた一般廃棄物収集運搬業許可業者と契約してください。（必ず、高崎市の許可証を確認してください。）
- 収集の回数、時間及び料金などの必要事項を確認してください。
- 一般廃棄物と資源物を区別して収集ができる許可業者を選んでください。
なお、分別は排出事業者が行ってください。
- ごみ量の把握を行い、ごみが増減した場合などは、必要に応じて契約した業者とごみの出し方や料金などについて見直しを行ってください。

高崎市の処理施設へ自己搬入する場合

- 搬入時には、免許証等の身分証明書と名刺等の事業所の所在がわかるものの提示をお願いします。
- ※燃やせるごみ・燃やせないごみ・資源物の分別を徹底してください。
- ごみを降ろす場所はそれぞれ異なりますので、現場での指示に従ってください。
- 処理料金は100kgまでは無料です。100kgを超えると超えた重量に対し、1kgあたり15円＋消費税相当額がかかります。

高浜クリーンセンター

住所 高崎市高浜町248-1

電話 344-2530

吉井クリーンセンター（主に吉井地域から排出される一般廃棄物のみ）

住所 高崎市吉井町多比良4374

電話 387-7902

搬入時間 平日のみ 午前8時30分～11時45分

午後1時～4時45分

※ 高崎市の処理施設で受け入れるごみは事業系一般廃棄物（木くず、紙くず、繊維くず、生ごみ）と資源物（古紙、飲料用ペットボトル、飲料用缶等）です。
産業廃棄物は受け入れできません。

お問い合わせ

一般廃棄物について

高崎市役所 一般廃棄物対策課

電話 321-1253

産業廃棄物について

高崎市役所 産業廃棄物対策課

電話 321-1325